

平成19年度から 町県民税が大きく変わります

広報まつぶし5月号でお知らせしましたが、平成19年度の町県民税から、税源移譲に伴う税率変更、定率減税の廃止及び高齢者(平成17年1月1日現在65歳以上の方)の段階的課税措置(前年の所得金額が125万円以下の方)により増額されます。今回は、どの程度増額されるのかモデルケースを紹介いたします。

● 給与収入の方

独身者の場合

年収	町県民税			所得税減税分 ※1	実質増税額 ※2
	平成18年度	平成19年度	増える税額		
100万円	4,000	4,000	0	0	0
200万円	45,100	90,500	45,400	33,600	11,800
300万円	77,500	160,500	83,000	61,600	21,400
500万円	201,000	314,500	113,500	66,700	46,800
700万円	361,000	478,500	117,500	36,100	81,400

夫婦+子供2人(扶養が3人)の場合

年収	町県民税			所得税減税分 ※1	実質増税額 ※2
	平成18年度	平成19年度	増える税額		
100万円	0	0	0	0	0
200万円	4,000	4,000	0	0	0
300万円	31,700	54,000	22,300	16,000	6,300
500万円	109,400	215,000	105,600	77,600	28,000
700万円	262,000	379,500	117,500	58,900	58,600

● 年金収入の方

65歳未満(昭和17年1月2日以後に生まれた方)で独身者の方

年収	町県民税			所得税減税分 ※1	実質増税額 ※2
	平成18年度	平成19年度	増える税額		
100万円	4,000	4,000	0	0	0
200万円	40,700	81,000	40,300	29,800	10,500
300万円	75,400	156,000	80,600	59,800	20,800
400万円	123,700	231,000	107,300	75,000	32,300

65歳未満(昭和17年1月2日以後に生まれた方)で夫婦(扶養が1人)の方

年収	町県民税			所得税減税分 ※1	実質増税額 ※2
	平成18年度	平成19年度	増える税額		
100万円	0	0	0	0	0
200万円	25,400	45,500	20,100	14,600	5,500
300万円	60,100	120,500	60,400	44,600	15,800
400万円	94,800	195,500	100,700	74,600	26,100

65歳以上(昭和17年1月1日以前に生まれた方)で独身者の方

年収	町県民税			所得税減税分 ※1	実質増税額 ※2
	平成18年度	平成19年度	増える税額		
100万円	0	0	0	0	0
200万円	25,700	48,500	22,800	16,800	6,000
300万円	71,900	148,500	76,600	56,800	19,800
400万円	123,700	231,000	107,300	75,000	32,300

65歳以上(昭和17年1月1日以前に生まれた方)で夫婦(扶養が1人)の方

年収	町県民税			所得税減税分 ※1	実質増税額 ※2
	平成18年度	平成19年度	増える税額		
100万円	0	0	0	0	0
200万円	4,000	4,000	0	0	0
300万円	56,700	113,000	56,300	41,600	14,700
400万円	94,800	195,500	100,700	74,600	26,100

★上記の税額計算は、人的控除(扶養控除)のみで算出していますので実際の税額とは違いがありますので、ご留意下さい。

※1 所得税減税分とは、税率変更及び定率減税の廃止を含んだ税額になります。

※2 上記の実質負担額は、定率減税の廃止に伴う負担分(町県民税と所得税の定率減税の合算額)です。